

平成26年度行政監査の意見に対する措置状況

(3)「宮城県警察の許認可等の事務について」

| | | 監査委員の意見 | 措置状況 |
|-------------------|---------------------|--|---|
| 1 許認可等事務の処理体制について | (1) 審査基準の設定及び公表 | <p>審査基準は、申請に基づき許認可等をするかどうかを法令等の定めに従って判断するために必要であり、許認可等の性質に照らしできる限り具体的なものを定めることによって、公正かつ効率的な事務処理が可能となる。</p> <p>監査の結果では、審査基準の公表がなされていない許認可等の事務が認められたことから、審査基準の設定及び公表について今一度確認を行うとともに、審査基準の設定及び公表を行っていない事務にあっては、速やかに審査基準の設定及び公表を行うよう改善されたい。</p> <p>また、公表の方法については、「県政情報センター等に備付け」が多く認められたが、申請者の更なる利便性向上のため、受付窓口への備付けやホームページへの掲載など、多様な公表の方法を検討されたい。</p> | <p>審査基準については、警察庁が示した基準等に基づき適正に設定し、その公表方法についても、警察署及び警察本部の担当課の受付窓口に備え付けているほか、ホームページにも掲載を行っている。</p> <p>今後も同様に、申請者の利便性に配慮した取扱いをしていくこととする。</p> |
| | (2) 標準処理期間の設定及び公表 | <p>標準処理期間の設定は、行政手続法及び行政手続条例においては、いわゆる努力規定とされているが、県が一定の目安として定めることによって、申請者が処分時期の予測が可能となり、また、公正かつ迅速な事務処理が可能となることから、合理的な理由なしに設定を怠ることのないよう留意する必要がある。</p> <p>監査の結果では、標準処理期間の設定及び公表がなされていない許認可等の事務が認められたことから、改めて標準処理期間の設定及び公表について確認を行うとともに、標準処理期間の設定及び公表を行っていない事務にあっては、速やかに標準処理期間の設定及び公表を行うよう改善されたい。また、公表の方法については上記1(1)と同様に、多様な公表方法を検討されたい。</p> | <p>上記1(1)と同様に設定及び公表しており、適正に取扱いしている。</p> |
| | (3) 審査基準及び標準処理期間の表示 | <p>審査基準及び標準処理期間の具体的な内容を表示することにより、申請者への利便性向上が図られる。特に、標準処理期間には、経由期間・協議期間も含まれることから、受付機関で明示する必要がある。</p> <p>監査の結果では、受付機関における審査基準及び標準処理期間の表示について、「事前相談や申請時に説明</p> | <p>各受付窓口に審査基準及び標準処理期間について、閲覧できるよう備付けしているほか、申請者からの問合せに対しては、担当者が関係部分を示し教示する等、利便性に配慮した取扱いを今後も継続して行っていくこととする。</p> |

| | | | |
|-------------------|----------------------|---|---|
| | | <p>する」という事務が多く認められたが、これは、行政手続法及び行政手続条例に定める「適当な方法」により「公にしておかなければならない」状況とは言い難い。審査基準及び標準処理期間の具体的な内容について、受付機関の窓口などへの備付けはもとより、閲覧できるようにするなど改善されたい。</p> | |
| | (4) 受付窓口の体制 | <p>受付機関の受付窓口に、分かり易い案内表示や申請書様式及び記載例、添付書類に関する事項等を備え付けることによって、申請者への行政サービスの向上が図られる。</p> <p>監査の結果では、受付機関の窓口案内表示について、室内または室外に座席表等による表示が多く認められたが、この表示方法では申請者にとって十分とは言えないので、分かり易い案内表示を行うよう改善されたい。特に、多岐にわたる許認可等の事務を行っている受付機関にあっては、初めて訪れる申請者にも見易く、分かり易い案内表示にされたい。</p> <p>また、申請書様式等の備付けに関しては、必要に応じて随時申請者に提供している事務が認められたが、受付機関は、申請書様式及び記載例等を常時、窓口に着用する等、申請者の利便性向上に配慮されたい。</p> | <p>警察本部及び警察署入口に各課への案内表示をしているほか、担当課に受付カウンターを設置し、分かり易い案内表示を行っている。</p> <p>また、申請書様式及び記載例については、受付スペースに可能な限り、備付けるなど、申請者の利便性向上に配慮することとする。</p> |
| | (5) 新任担当職員・実務担当職員の研修 | <p>許認可等の事務は、直接県民の生活や社会経済活動に関わり、公正の確保や透明性の向上とともに、迅速性が求められる。そのためには、日頃から担当職員の研鑽が不可欠であり、研修の充実を図る必要がある。</p> <p>監査の結果では、研修を実施していない事務が認められたが、特に、年度当初にあっては、新任担当職員の事務不慣れによるもののほか、人事異動における新旧担当職員の不十分な引継ぎによるミス等の発生が考えられるので、年度初めの早い時期に必ず研修を実施するよう改善されたい。</p> | <p>例年、年度当初に各許認可事務の本部主管課において研修会を実施し、担当職員の知識の習熟を図っている。</p> <p>人事異動期における事務引継ぎについても、書面及び口頭で確実に引継ぎを行い、事務不慣れによるミスの未然防止を図っており、今後も継続し実施することとする。</p> |
| 2 許認可等事務の処理状況について | (1) 審査の進行管理体制 | <p>許認可等の事務は、県民の権利・義務等に直接影響を及ぼすことから、迅速かつ適正な処理が求められており、組織的に業務を遂行するための体制づくりに取り組む必要がある。</p> <p>監査の結果では、申請受付簿等を備えていない事務や審査表を使用していない事務が認められたが、事務の進行管理だけでなく、補正期間を管理する上で申請受付簿等が必</p> | <p>申請受付簿については、手書きもしくはパソコンに入力し、進行状況を管理し、課内で共有している。</p> <p>本部主管課において、事務処理要領等を定め、その中に審査表を示し、受付機関において活用することで、組織的な審査体制の確立を図っている。</p> |

| | | | |
|-----------------------|--------------|---|--|
| | | <p>要であり、また、審査のポイントを明確にして適正な審査を行う上で審査表は有用である。さらに、許認可等管理台帳等の書類を作成し活用することは、適切な進行管理を行う上で有効である。</p> <p>については、これらの書類を備え付けていない、又は作成していない事務にあつては、改善するとともに、効果的なチェックシステムを構築するなど、内部統制への取組を通じて、組織的な審査体制の確立に努められたい。</p> | |
| | (2) 処理期間の状況 | <p>許認可等の事務は、直接県民の生活や社会経済活動に関わることから、根拠法令等の規定に従い公正の確保を図るとともに、透明性の向上、事務処理の迅速化、簡素化及び効率化が求められる。</p> <p>監査の結果では、特に、更新申請の許認可等の事務において一括更新処理を行うため、標準処理期間を超えて処理している事務が多く認められたことから、遅延が生じた原因の分析を行うなど、遅延対策を講じるよう改善されたい。</p> <p>なお、標準処理期間に対して、処理に要する時間が明らかに多い、または少ない事務については、申請者が適正な処分時期の予測が可能となるよう標準処理期間の見直しを行われたい。</p> | <p>県警所管の許認可事務においては、受理後迅速に事務処理が行われており、標準処理期間を超えた処理は発生していない。</p> <p>今後も、根拠法令等の規定に従い、迅速な事務処理に努めていくこととする。</p> |
| 3 許認可等事務の簡素化及び効率化について | (1) 申請手続の簡素化 | <p>監査の結果では、申請者に記名押印を求めている事務や申請書等の郵送を認めていない事務、法令等では添付を求めている書類を提出させている事務が見受けられたが、これらについては、その必要性を再度検討し、可能な限り、手続の簡素化に努められたい。</p> <p>また、提出を求めている書類についても、既存資料の活用などを積極的に検討し、申請者の負担軽減に努められたい。</p> | <p>風俗営業の許可申請で、飲食を提供する営業の場合は、適法な営業であることを確認するため、食品衛生法上の飲食店許可証の写しを任意に求めている。</p> <p>これは、食品衛生法上の無許可の飲食店営業の未然防止や風俗営業の名義貸し営業の禁止の観点から求めているもので、同書類の確認は警察庁通達にも示されており、これを受けて本県でも同内容を通達で規定している。</p> |
| | (2) 申請手続の効率化 | <p>監査の結果では、添付書類が膨大であることや証紙貼付、対面審査が必要などの理由から電子申請ができない事務が多く認められたが、更なる県民の利便性向上を図るため、電子申請の導入について取り組まれたい。</p> <p>また、申請書様式等のホームページへの記載が資料の一部のみとなっている事務が認められたが、ホームページの活用は有効な手段であるので、掲載内容の不備を総点検し、県民</p> | <p>電子申請の導入については、手数料を収入証紙で納付していることや、費用対効果の面から、短期間での導入は困難であると思われるが、県全体の動向を踏まえ、今後検討することとしたい。</p> <p>現在もホームページ上に、申請書様式のほか、各許認可の概要、申請の手引等についても掲載しており、随時掲載内容の点検を実施し、正しい情報提供に努めることとする。</p> <p>県民の安全・安心の確保といった、警察業務の特殊性から、市町村への権限委譲は出来ないものと思われる。</p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | <p>に対して正しい情報と資料の提供ができるよう改善されたい。</p> <p>さらに、市町村へ権限移譲することによって事務の迅速化、県民サービスの向上につながる事務については、市町村等との十分な協議と密接な連携により、権限移譲を推進されたい。</p> | |
| 4 行政 手続制度 に関する 適正な管 理・運営 について | | <p>行政手続制度については、平成 6 年 10 月 1 日に行政手続法が施行され、平成 7 年 10 月 1 日に行政手続条例が施行された。今般の監査では、これらの施行時に策定した審査基準及び標準処理期間が約 20 年経過した現在も、当時と変わらずそのまま運用されている許認可等の事務が認められ、たとえば、標準処理期間と平均的な処理期間に大きな乖離が見られる事務があるなどの実態が明らかとなった。</p> <p>今後は、許認可等の事務手続及び執行が適正に行われているかを定期的に確認するなど、改善に努められたい。</p> | <p>審査基準及び標準処理期間については、警察庁で示している基準に基づき、適正に定め運用している。</p> <p>今後、大きな乖離がある場合については、随時、実情に合わせた見直しを行っていくこととする。</p> |
| 5 まと め | | <p>許認可等の事務は、県民生活や社会経済活動に密接に関わるものであり、より一層の行政サービス向上や事務の改善に取り組むことが求められることから、行政手続法及び行政手続条例が適用される延べ 1,500 を超える許認可等の事務の状況を把握した上で、20 事務・32 機関を監査した。</p> <p>その結果については、これまで縷々述べてきたところではあるが、さらなる手続の簡素化や効率化、迅速化などの事務改善を図る必要がある事務があった。</p> <p>今後、この報告書をもとに改善が図られ、本庁及び地方機関を通じて、許認可等の事務が更に適正かつ迅速に執行されることを期待し、平成 26 年度行政監査の意見とする。</p> | <p>今後も、申請者の更なる利便性の向上を目的とし、可能な限り手続の簡素化、効率化について検討するとともに、適正かつ迅速な許認可事務の執行に努めることとする。</p> |